（未帰還者留守家族等援護法施行規則の一部改正）

第二条　未帰還者留守家族等援護法施行規則（昭和二十八年厚生省令第四十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（葬祭料の支給の申請） **第十条**　法第十六条第一項に規定する葬祭料の支給の申請は、葬祭料支給申請書（様式第四号）に、次に掲げる書類を添付して、申請者の住所地を管轄する都道府県知事に提出して行わなければならない。 一　申請者が法第十六条第二項に規定する遺族（以下「遺族」という。）である場合においては、死亡した未帰還者と申請者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本その他の書類 二～四　（略）	（葬祭料の支給の申請） **第十条**　法第十六条第一項に規定する葬祭料の支給の申請は、葬祭料支給申請書（様式第四号）に、左に掲げる書類を添付して、申請者の住所地を管轄する都道府県知事に提出して行わなければならない。 一　申請者が法第十六条第二項に規定する遺族（以下「遺族」という。）である場合においては、死亡した未帰還者と申請者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本 二～四　（略）

（引揚者給付金等支給法施行規則の一部改正）

第三条　引揚者給付金等支給法施行規則（昭和三十二年厚生省令第二十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（遺族給付金の請求手続） **第三条**　（略） 2　遺族給付金請求者が遺族として遺族給付金を請求する場合は、前項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　死亡した者の死亡の当時におけるその者と遺族給付金請求者との親族関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類（遺族給付金請求者が、死亡した者の死亡の当時、婚姻の届出をしていないが、死亡した者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者である場合にあつては、その事情を認めることができる書類）及び死亡の日以後の遺族給付金請求者の親族関係の異動を明らかにすることができる戸籍の抄本 三～六　（略） 3　遺族給付金請求者が法第十三条において準用する法第七条第一項、法律第八十四号附則第二項又は法律第百十五号附則第十一項の規定により死亡した遺族給付金を受ける権利を有する者の相続人として遺族給付金を請求する場合は、第一項の請求書に、前項各号に掲げる書類及び遺族給付金請求者が死亡した遺族の相続人であることを認めることができる戸籍の抄本その他の書類を添えなければならない。この場合において、前項第二号、第三号、第五号及び第六号中「遺族給付金請求者」とあるのは「死亡した遺族」と読み替えるものとする。	（遺族給付金の請求手続） **第三条**　（略） 2　遺族給付金請求者が遺族として遺族給付金を請求する場合は、前項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　（略） 二　死亡した者の死亡の当時におけるその者と遺族給付金請求者との親族関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本（遺族給付金請求者が、死亡した者の死亡の当時、婚姻の届出をしていないが、死亡した者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者である場合にあつては、その事情を認めることができる書類）及び死亡の日以後の遺族給付金請求者の親族関係の異動を明らかにすることができる戸籍の抄本 三～六　（略） 3　遺族給付金請求者が法第十三条において準用する法第七条第一項、法律第八十四号附則第二項又は法律第百十五号附則第十一項の規定により死亡した遺族給付金を受ける権利を有する者の相続人として遺族給付金を請求する場合は、第一項の請求書に、前項各号に掲げる書類及び遺族給付金請求者が死亡した遺族の相続人であることを認めることができる戸籍の抄本を添えなければならない。この場合において、前項第二号、第三号、第五号及び第六号中「遺族給付金請求者」とあるのは「死亡した遺族」と読み替えるものとする。

（未帰還者に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第四条　未帰還者に関する特別措置法施行規則（昭和三十四年厚生省令第五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（弔慰料の請求手続） **第一条**　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　未帰還者が死亡したものとみなされる日におけるその者と弔慰料請求者との親族関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の書類（弔慰料請求者が、未帰還者が死亡したものとみなされる日において、その者と、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係	（弔慰料の請求手続） **第一条**　（略） 2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　未帰還者が死亡したものとみなされる日におけるその者と弔慰料請求者との親族関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本（弔慰料請求者が、未帰還者が死亡したものとみなされる日において、その者と、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情